

**高岡市観光ポータルサイトリニューアル及び運用保守業務委託  
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

高岡市への観光誘客と観光消費の促進を図るため、高岡市観光ポータルサイトをリニューアルする業務を実施します。

この実施要領は「高岡市観光ポータルサイトリニューアル及び運用保守業務委託」について、委託業者を選定するプロポーザル（公募型・企画提案）方式により、公正かつ公平に実施することを目的に、必要な事項を定めるものです。

**2 委託業務の概要**

- (1) 発注者 公益社団法人 高岡市観光協会
- (2) 業務名 高岡市観光ポータルサイトリニューアル及び運用保守業務
- (3) 業務内容 別添
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 委託費上限 10,500,000円（消費税含む）  
※委託費の上限については、リニューアル費用とリニューアル後の運用保守費用（5か月分相当額）を含むものとする。
- (6) 前払い金 なし
- (7) 公開時期 令和6年10月頃を予定

※この公募型プロポーザルにより選定された相手方と仕様の細目を協議のうえ随意契約を行います。

**3 プロポーザル参加資格**

(1) 参加資格及び条件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとします。

- ① 過去3年間において、国または日本政府観光局、都道府県、都道府県観光協会、市、市観光協会が運営する国内向け観光関係ウェブサイトのリニューアル業務の受注実績（主として契約を行ったものに限る。）があり、確実に業務を履行できる者
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がなされていない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

※②から⑤については、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

#### 4 プロポーザルの手続き等

##### (1) スケジュール

項目	日程
①実施要領等の公表	令和6年4月1日（月）～4月15日（月）
②実施要領等に関する質問受付	令和6年4月1日（月）～4月10日（水）
③プロポーザル参加申込受付	令和6年4月1日（月）～4月15日（月）
④企画提案書受付	令和6年4月1日（月）～4月22日（月）
⑤プロポーザル審査会	令和6年5月2日（木）[予定]
⑥選考結果の通知・公表	令和6年5月10日（金）[予定]

※日程については、発注者の都合により変更する場合があります。

##### (2) 提出書類

この公募型プロポーザル方式に参加する者は、次の書類を提出してください。

	書類名	様式	部数	提出期限
①	参加申込書兼誓約書	様式1	1部	4月15日（月）
②	提案者情報書	様式2		
③	業務実績調書	様式3		
④	企画提案書	任意様式	6部	4月22日（月）
	見積書	任意様式		

※各様式は高岡市観光ポータルサイト (<https://www.takaoka.or.jp/>) より入手してください。

##### ①参加申込書兼誓約書（様式1）

必要事項を記載してください。

##### ②提案者情報書（様式2）

会社情報について必要事項を記載してください。

##### ③業務実績調書（様式3）

過去3年間において、国または日本政府観光局、都道府県、都道府県観光協会、市、市観光協会が運営する国内向け観光関係ウェブサイトのリニューアル業務の受注実績（主として契約を行ったものに限る）を記載してください。

##### ④企画提案書・見積書

(ア) 企画提案書の様式は日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。

また、(エ)「企画提案書記載事項」に示す構成及び順序としてください。

(イ) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、図やイラスト等を用いた分かりやすい表現を心がけてください。

(ウ) 企画提案書は、1者につき1種（6部）とします。

(エ) 企画提案書記載事項

企画提案書記載内容等（表紙を含め 30 ページ以内で記載してください。A 3 版を折り込む際は 2 ページと換算してください。）

下記の項目について、具体的な提案をしてください。

(A) 事業の実施計画

- 基本コンセプト

高岡市の状況を踏まえ、仕様書に記載している内容を実現するための基本コンセプト及びテーマを提案すること。

- サイト構成・ページイメージ

サイトマップを提案し、各ページに導入する予定の機能があれば明示すること。また、トップページやコンテンツページについて、ページイメージ（パソコン表示及びスマートフォンイメージ）を提示し、その内容の説明を行うこと。

- 新規コンテンツの提案

今回新たに作成するコンテンツについて説明すること。

- 次年度以降 5 箇年の保守管理・運用の方針と費用についての提案

- CMS の機能、操作性、拡張性

- システムの品質・性能

サーバやサイト全体のセキュリティ対策について、仕様書に記載している条件を満たすことが発注者に分かるように記載すること。

- 業務スケジュール

ウェブサイトの設計・開発、コンテンツの企画・取材・撮影・制作等、公開予定日までに実現するスケジュールを提案すること。なお、発注者で実施することが必要な作業も含めて記載し、発注者との役割分担を明示すること。

- その他提案事項

(B) 業務全体の実施体制

- 本業務に類する事業の実施実績（主として契約を行ったもの）3 件以上

- 業務の実施体制

- 業務実施責任者及びコンテンツ作成者、SEO 技術者、デジタルマーケティング担当者の知識・経験・資格等

※この企画提案書記載の提案内容はそのまま採用するものではなく、双方協議のうえ都度決定します。

(オ) 見積書

見積書及び内訳書作成にあたっての注意事項

(A) 提案金額は、委託期間中の本業務にかかる費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(B) 当該業務に係る取材費、旅費、食費、その他必要を見込まれる経費は全て計上してください。

(C) 事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵便料等）、事務費（消耗品等）は必要に応じて計上してください。

(D) 見積書には称号または名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印してください。

### (3) 質問書の提出及び回答方法

#### ①質問方法

(ア) 質問書（様式4）を電子メールで提出し、必ず電話で着信確認してください。

メールアドレス kankou@takaoka.or.jp

(イ) 質問書の提出期限 令和6年4月10日（水）午後5時まで

#### ②回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月12日（金）までに、質問者を伏せて高岡市観光ポータルサイト（<https://www.takaoka.or.jp/>）に掲載します。

### (4) 提出方法

#### ①参加申込書兼誓約書（様式1）提案者情報書（様式2）業務実績調書（様式3）の提出

(ア) 提出期限 令和6年4月15日（月）午後5時まで（必着）

(イ) 提出先 公益社団法人 高岡市観光協会

〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ7階

(ウ) 提出方法 持参または書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

※この公募型プロポーザルへの参加は、参加申込書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなします。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書（様式任意。代表者の押印及び辞退理由の記載は必須）を提出してください。

#### ②企画提案書（任意様式）、見積書（任意様式）の提出

(ア) 提出期限 令和6年4月22日（月）午後5時まで（必着）

(イ) 提出先 公益社団法人 高岡市観光協会

〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ7階

(ウ) 提出方法 持参または書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

## 5 提出書類の取り扱い

(1) 提出期間終了後は、提出書類に記載された内容を変更することは認めません。

(2) 提出された書類は一切返却しません。

(3) 提出された企画提案書の著作権は、プロポーザル提案者に帰属するものとします。

なお、第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。

(4) 企画提案書などは、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を制作することがあります。

(5) 提出書類は、このプロポーザルの目的以外には使用しません。

(6) 提案者から提供された従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いません。

(7) 提出書類の内容については、別途確認することがあります。

## 6 審査

### (1) 審査方法

発注者が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーション選考の内容を総合的に審査し、最優秀者1名及び次点1者を特定します。

### (2) プレゼンテーション選考

企画提案書を提出した者には、以下のとおりプレゼンテーション選考を行います。

#### ①実施日 令和6年5月2日(木) 予定

※発注者の都合により日程を変更する場合がありますのでご留意ください。

プレゼンテーション審査に関する案内は令和6年4月30日(火)までに行います。

#### ②出席者 業務実施責任者を含む3名以内

#### ③内容 1者につき30分以内(プレゼンテーション約20分、質疑約10分)

#### ④その他

- (ア) プレゼンテーション選考は非公開とし、会場、時間等は別途連絡します。  
オンラインではなく、高岡市内の会場となります。
  - (イ) 使用する物品等は、すべて提案者で用意してください。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコンセントは発注者で準備します。
  - (ウ) プレゼンテーション審査は、原則提出資料に基づき行うものとし、新たな配布資料は認めません。ただし、業務実績調書(様式3)に記載したものに限り、過去に製作した製作物の使用を認めます。
  - (エ) 会場への入出は業務に携わる方のみとし、1者につき3名以内とします。
- ※参加者多数の場合には、審査委員会が下記審査基準で書類審査を行い、プレゼンテーション選考の参加者を3者程度に選定する場合があります。

### (3) 審査基準

企画提案書の評価項目、判断の着目点及び配点は「評価項目一覧表」のとおりとします。

評価項目一覧表(100点満点)

	審査項目及び評価内容	配点
1 基本コンセプト	高岡市に最適なウェブ戦略を立案し、明確なコンセプト、テーマが提案されているか。	10
2 誘客に効果的なサイトの企画	サイト設計・機能要件は仕様書を満たし、旅行者を魅了するサイト構成になっているか。	15
3 旅行者の利便性	サイト利用者が旅行のため情報収集等するにあたり、使いやすいサイトとなっているか。	10
4 コンテンツの企画	高岡市への興味が喚起され、観光消費・滞在喚起につながるような企画が提案されているか。	20
5 次年度以降の	次年度以降の保守管理・運用に関する提案は妥	10

保守管理・運用	当か。	
6 CMS 設計	提案する CMS は、用容易にサイト運用ができる仕組みが提案されているか。	10
7 システムの品質・性能	提案内容は仕様を満たすもので、かつ情報セキュリティが確保されたものか。	5
8 スケジュール	提案したスケジュールは、公開日まで問題ないスケジュールとなっているか。	5
9 業務遂行能力	過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。	10
10 実施主体	サイトの構築から運用に至るまで、事業全体を問題なく実施できる組織及び人員体制が整っているか。	5
合計		100

#### (4) 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日参加者全員に通知するとともに、最優秀者を高岡市観光ポータルサイト上 (<https://www.takaoka.or.jp/>) で公表します。また、結果に対する異議は一切受け付けません。

## 7 発注者との協議

最優秀者に決定した者は、契約締結に向けて仕様書の細目について発注者と協議を行うこととします。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければなりません。なお、最優秀者に決定した者との協議が不調のときは、審査による順位付けに基づき次点と契約締結に向けた交渉を行いますので、あらかじめご承知ください。

## 8 その他

- (1) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを順守すること。
- (2) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とします。
- (4) 本業務を委託する相手方の決定については、最優秀者に決定した者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容について発注者と協議した上で決定します。事業者の特定をもって提案者の企画提案の全てを了承するものではありません。
- (5) 後年度において当該事業の継続が必要であると認められる場合には、本業務の契約者との間で使用及び契約価格を協議のうえ随意契約を行うことがあります。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となります。なお、失格となった場合は、別途通知するものとします。

- ①参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ②このプロポーザルを公募した日以降、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた場合
- ③見積書の金額が予定価格を超える場合
- ④提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合

## 9 連絡・問合せ先

〒933-0029 高岡市御旅屋町 101 番地 御旅屋セリオ7階

公益社団法人 高岡市観光協会

TEL : 0766-20-1547

FAX : 0766-20-1497

メールアドレス : kankou@takaoka.or.jp